

議 事 録

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和8年7月9日（木）14時～15時30分                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 公社会館 3階ホール                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 参 加 者                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 出席35名（うち代理出席8名） 欠席4名                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 傍 聴 者                                                                                                                                                                                                                                                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>次第</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 議 題</p> <p>（1）令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について</p> <p>（2）令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画(案)及び収支予算(案)について</p> <p>4 報 告</p> <p>（1）久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について</p> <p>（2）久留米児童相談所における児童相談状況等について</p> <p>（3）久留米市こども家庭センターに関連する主な取組（事業）について</p> <p>5 閉 会</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事 務 局                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>3 議題（質疑応答等）</p> <p>（1）令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 委 員 ①                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>【質疑】</p> <p>昨年度の代表者会議で赤ちゃんふれあい体験の中学校への出前講座をどのように広げるか、参加している中学生をどのようにフォローするかという話があったが、どのように対応されてきたか。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 事 務 局                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>子育て支援センター等の施設で母子の参加を募り、多くの参加をいただいた。中学生へのフォローについては、今年は、参加者にしっかりと意識していただき、あわせて市職員も参加し、中学生が参加してよかったと思える体制に努めた。例えば、赤ちゃんが思いもしない行動をしたときに、中学生をすぐにフォローできるよう、参加者の中で対応を共有したうえで実施した。実施後に嫌な思いをしたという報告は受けていない。</p>                                                                                     |
| 副 会 長                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>家庭子ども相談課、主任児童委員、民生委員・児童委員が協力して、6校で実施している。主に中学3年生を対象に日程を2、3日設定し、講演会后、妊婦体験と赤ちゃんに接する体験を行っている。子育て支援センターなどの関係機関や、主任児童委員等が実施するサロンに来ている親子に参加いただいている。人数が足りなければ赤ちゃんの人形を使って対応する。子どもたちの様子は素直で明るく、良い声が出ている。先生も、回を重ねるごとに反応が良くなっている。学校によっては場所の問題等により、実施できないところはある。実施後には学校と生徒にアンケートをとり、次年度の参考になっている。</p> |

議 事 録

|       |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | <p>【採決】挙手多数により、承認</p> <p>(2) 令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画(案)及び収支予算(案)について</p>                                                                                                                                                         |
| 委 員 ① | <p>【質疑】</p> <p>昨年度の議事録で、虐待件数が増えており、児相や家庭子ども相談課のみでの対応が難しく、代表者会議の参加者を含めて、どのように広めていくかという話があった。どのように活動計画に反映しているか。または議論中なのか。</p>                                                                                                         |
| 事 務 局 | <p>広報啓発の方法として、活動計画(案)に記載はないが、代表者会議の委員だけでなく、地域向けに広報啓発し虐待の未然防止に努めたい。保育園協会、幼稚園協会、定例校長会、定例教頭会にて虐待の未然防止、即時の通告をお願いしている。前年度の統計でもその成果は見えてくると思う。</p>                                                                                         |
| 事 務 局 | <p>【採決】挙手多数により、承認</p> <p>4 報告(質疑応答等)</p> <p>(1) 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について</p>                                                                                                                                                      |
| 委 員 ② | <p>【質疑】</p> <p>久留米市の受付件数が伸びているが、何か要因があるか。市自体の機能が充実しているのか。</p>                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 | <p>全国的に件数は増加しており、久留米市も同じ状況である。核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により保護者にかかる負担が増加し、虐待や相談につながっている。また、相談窓口の周知啓発や体罰を禁止する法律の整備により、虐待に対する社会の認識が高まり、これまで見過ごされていたことでも通告につながるようになってきている。さらに、久留米市では、特定妊婦の情報について、こども子育てサポートセンターと密に情報連携できていることも増加の要因として考えられる。</p> |
| 委 員 ③ | <p>17ページの経路別虐待相談受付件数について、保育園、認定こども園に対して幼稚園が少ないのはなぜか。例えば、保育園が主に看ている0～3歳児の受付が多いのか、親とのやり取りとの濃淡なのか、家庭環境なのか。担当としてどのように感じるか。</p>                                                                                                          |
| 事 務 局 | <p>家庭環境の差はあると感じる。保育園を利用している保護者の方が共働き世帯が多いため、忙しさからくる不安やネグレクトに繋がっており、そうした状況によって虐待につながりやすくなっている可能性がある。</p>                                                                                                                             |

議 事 録

|       |                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 ④ | 15ページの児童相談対応件数について、障害相談の内容は。                                                                                                                                                                         |
| 事 務 局 | 障害相談は、肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談といった国が定めたカテゴリーで区分されており、該当する相談を集計している。                                                                                                           |
| 事 務 局 | (2) 久留米児童相談所における児童相談状況等について                                                                                                                                                                          |
| 委 員 ⑤ | 【質疑】<br>市内で起こった児童連れ去りの報道について、自分たちが関わっている親子ではないか、防げたのではないかという話がセンター内で出た。事件の前に家庭子ども相談課や児相に相談しているが、今回の被害を子どもに与えてしまっている。何かあれば警察が早いと言われたが、親に相談する気がないとき、どのような対応ができるのか。                                     |
| 委 員 ⑥ | 児童相談所としては通告を受けた以上何らかの対応はしている。結果に結びつかないこともあるが、その場でできる限りのことはしている。                                                                                                                                      |
| 事 務 局 | できる限りの対応はしているが、児童相談所にしても市にしても、通報を受けてからの対応となる。24時間見守ることはできないため、要対協のネットワーク等を活用し、心配なことがあれば連絡をいただき対応することを繰り返していくしかない。関係機関、特に身近な民生委員・児童委員、主任児童委員等には、可能な範囲での協力をお願いしながら、なるべく見守りが途切れないような対応に努めたい。            |
| 委 員 ⑦ | 市と児童相談所の相談経路について、市は学校や保育所が多く、児童相談所は警察が多い。何か特徴や役割分担があるのか。                                                                                                                                             |
| 事 務 局 | 通告は基本的に児童相談所でも市でも良い。ただし、性的虐待や児童が一時保護を求めているときなど、内容によっては児童相談所に通告した方が良いこともある。市の統計において、学校からの通告が多いのは、小学4年生を対象に実施しているCAPプログラムの積み重ねにより、児童生徒が先生に相談できる状況ができたことがある。先生もCAPセミナーを受け、子どもの心配をキャッチするアンテナの感度が高くなっている。 |
| 委 員 ⑤ | 夜遅い時間に子どもを見つけたときは、家に連れ帰るわけにも行かないため、警察に通報するのが一番良いのか。警察しかないという認識なのか。                                                                                                                                   |
| 委 員 ⑥ | 「189」で管轄の児相につながるが、24時間稼働しているのは一時保護所のみ。課長や係長が相談の電話を受けているが、その場で判断して現場に向かうのは不可能であるため、そのような場合は警察に通報してよいと思う。警察にて要保護性が高いと判断されれば一時保護になる。泣き声通告でも生命の危機を感じるような泣き方は、「110」だが、あの家庭は長泣きしているな、という内容であれば児相でよい。       |

議 事 録

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 ⑧ | <p>一般の事案では警察への相談や要望と事件・事故の通報は明確に区分されている。同様に児童相談所の対応可能な人員体制や身に迫っている危険性や安全性の確保などの観点から、やむを得ない場合は通報いただければ、こどもの状況に応じて対応する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 副 会 長 | <p>確証がなくても通告することが、虐待の未然防止につながる。各民生委員・児童委員にも、何かおかしいなと思ったら通告を考えてほしいと話した。代表者の方々も組織の中で、確証がなくても通告することに問題はないと伝え、深刻化する前に未然に対処してほしい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委 員 ① | <p>民生委員・児童委員、主任児童委員に見守りをお願いしたいという話があったが、民生委員は研修を受ける機会が少なく、具体的な対応に関する研修がないため、実際に見守りをしてくださいと言われても戸惑う。久留米市民生委員児童員協議会の中での研修の充実をお願いしたい。性被害を受けたこどもへの聞き取り方について説明があったが、可能であれば児相が主となった研修の機会を設けてもらいたい。また、児童相談の対応件数が多い中で、児童相談所で比較的危険性が低いと判定したケースについては、家庭子ども相談課や要対協との共有はしているのか。相談件数の統計を見る限りでは児相の件数がその後の家庭子ども相談課の件数として反映されているようには見えないため、うまく連携して家庭の見守りを行っていただきたい。民間団体が様々な家庭とのかかわりを持っており、例えばフードドライブでは、食糧支援として家庭に訪問し、話を聞くことができています。民生委員としての見守りは難しいが、食糧を媒介とすると見守りができる。そのような団体などを活用して要対協として見守りの体制づくりについて検討いただきたい。</p> |
| 委 員 ⑨ | <p>以前、支援機関から性暴力被害を受けていたとの話があって、児童相談所に通告したことがあった。初期面接につながる以外の方法があることを知った。</p> <p>また、各関係機関だけでは、緊急の対応が難しい場合がある。必要時は警察に連絡してよいという話があった。支援の介入方法としては、保護者と会って話すことも多いだろう。相談したときには、様々な支援方法をアドバイスしてほしい。児童相談所や家庭子ども相談課は、子どもの所属に対して、そのような役割を持っているということをさらに周知してほしい。</p> <p>(3) 久留米市こども家庭センターに関連する主な取組(事業)について<br/>【質疑なし】</p>                                                                                                                                                                                      |

## 令和 8 年度第 1 回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和 8 年 7 月 9 日（木）14:00～

場所：公社会館メルクス 3 階 ホール

### 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 委員紹介

#### 3. 議題

議題 1 令和 7 年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について【資料 1】

議題 2 令和 8 年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）及び収支予算（案）について【資料 2】

#### 4. 報告

（1） 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について【資料 3】

（2） 久留米児童相談所における児童相談状況等について【資料 4】

（3） 久留米市こども家庭センターに関連する主な取組（事業）について【資料 5】

#### 5. 閉会



# 令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員

順不同・敬称略

令和8年7月時点

| No. | 機 関・団 体 名                               | 役 職                             | 氏 名    | 備考 | 代理出席者 |
|-----|-----------------------------------------|---------------------------------|--------|----|-------|
| 1   | 福岡法務局久留米支局                              | 支局長                             | 竹下 智之  |    | 平江 尚子 |
| 2   | 久留米警察署                                  | 生活安全管理官                         | 手島 一憲  |    |       |
| 3   | うきは警察署                                  | 生活安全課長                          | 梶原 聖一  |    |       |
| 4   | 福岡県久留米児童相談所                             | 所長                              | 友永 幸   | 監事 |       |
| 5   |                                         | 相談第二課長                          | 松尾 聡美  |    |       |
| 6   | 久留米市                                    | 子ども未来部長                         | 馬場 真澄  | 会長 |       |
| 7   |                                         | 健康福祉部生活支援第1課長                   | 大宝 宗徳  |    |       |
| 8   |                                         | 健康福祉部障害者福祉課                     | 平林 正伸  |    |       |
| 9   |                                         | 保健所保健予防課 主幹                     | 野口 晶子  |    |       |
| 10  |                                         | 協働推進部男女平等推進担当次長<br>(兼) 男女平等政策課長 | 森山 有希子 |    |       |
| 11  |                                         | 協働推進部<br>男女平等推進センター所長           | 神代 英子  |    |       |
| 12  |                                         | 教育部 学校教育課長                      | 田中 浩之  |    |       |
| 13  |                                         | 教育部 人権・同和教育担当課長                 | 豊福 健一  |    |       |
| 14  |                                         | 小学校代表 (山本小学校 校長)                | 九重 真由美 |    |       |
| 15  |                                         | 中学校代表 (城島中学校 校長)                | 森 剛昭   |    |       |
| 16  | 久留米広域消防本部                               | 救急防災課 救急主幹                      | 棚町 政一  |    | 山下 正平 |
| 17  | 一般社団法人久留米医師会                            |                                 |        |    |       |
| 18  | 一般社団法人小郡三井医師会                           |                                 |        |    |       |
| 19  | 一般社団法人浮羽医師会                             |                                 |        |    |       |
| 20  | 一般社団法人大川三猪医師会                           |                                 |        |    |       |
| 21  | 社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園                   |                                 |        |    |       |
| 22  | 特定非営利活動法人にじいろCAP                        |                                 |        |    |       |
| 23  | 久留米市私立幼稚園協会                             |                                 |        |    |       |
| 24  | 一般社団法人久留米市保育協会                          |                                 |        |    |       |
| 25  | 久留米市民生委員児童委員協議会                         |                                 |        |    |       |
| 26  | 久留米人権擁護委員協議会                            |                                 |        |    |       |
| 27  | さぼちあい                                   |                                 |        |    |       |
| 28  | 一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所                 |                                 |        |    |       |
| 29  | 特定非営利活動法人ル・バトール<br>(ファミリー・サポート センターくるめ) |                                 |        |    |       |
| 30  | 特定非営利活動法人子育て支援ボランティア<br>くるるん            |                                 |        |    |       |
| 31  | 福岡県弁護士会筑後部会                             |                                 |        |    |       |
| 32  | 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会                       |                                 |        |    |       |
| 33  | 特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会             |                                 |        |    |       |
| 34  | 筑後ブロック産婦人科医会                            |                                 |        |    |       |
| 35  | 久留米産婦人科医会                               |                                 |        |    |       |
| 36  | 久留米精神科医会                                |                                 |        |    |       |
| 37  | 久留米小児科医会                                |                                 |        |    |       |
| 38  | 大川三猪内科小児科医会                             |                                 |        |    |       |
| 39  | 久留米市障害者基幹相談支援センター                       |                                 |        |    |       |



## 令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績

### 1. 会議

#### ①代表者会議

児童相談状況報告をはじめ1年間の活動報告などの内容で開催

開催日：R7.7.3

#### ②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

開催日：R7.6.24、R7.10.17

#### ③プロジェクト会議（庁内ネットワーク会議）

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するために開催

「里親制度」について里親支援センターや里親・里子による講話を実施。

開催日：R7.11.13

### 2. 進行管理・ケース対応

#### ①実務者会議（毎月） R7 年度 12 回

虐待ケース・特定妊婦ケースの定期的な進行管理（乳幼児部会、児童生徒部会あり）

※R4 年度の見直し点

- ・参加機関：久留米署・うきは署の新規参加
- ・会議資料：ケース概要・課題等の明確化
- ・会議進行：困難事例の協議時間の確保

※R5 年度の見直し点

- ・特定妊婦を協議ケースとして追加（特定妊婦・乳幼児部会）

※R6 年度の見直し点

- ・参加機関の業務や事業の内容について、共有する機会を設けた。

#### ②個別ケース検討会議 R7 年度 147 回

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

#### ③ 要支援ケース進行管理会議 R7 年度 3 回

ケースの状況把握や支援方針の確認等

#### ④合同会議（R5 年度までの母子保健・児童福祉連携会議） R7 年度 12 回

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

### 3. 広報・啓発

#### ①研修等の実施

##### ●市職員向け

▶「児童虐待防止推進の取組みについて」 講師：家庭子ども相談課

- ・新規採用職員研修（R7.4 月）
- ・新任課長研修（R7.5 月）
- ・庁内ネットワーク会議（R7.11.13）

●地域向け

- ▶「子どもの権利について」 講師：にじいろCAP
  - ・京町校区社会福祉協議会 等 (R7. 5. 21、参加：31 人)
  - ・宮ノ陣校区まちづくり振興会 等 (R7. 7. 6、参加：110 人)
  - ・大橋校区青少年育成協議会 等 (R7. 7. 17、参加：53 人)
  - ・山川校区青少年育成協議会 (R7. 11. 7、参加：39 人)
  - ・良山中学校区補導連絡協議会 (R7. 11. 13、参加：29 人)
  - ・浮島校区健康学級 (R8. 1. 21、参加：18 人)
- ▶出前講座「ストップ！児童虐待」 講師：市職員
  - ・福岡県立明善高等学校 (R7. 10. 14)
  - ・ファミリーサポートセンター (R8. 3. 6)
- ▶民生委員向け 講師：市職員
  - ・実施なし

●要対協関係者向け 実施なし

②-1 児童福祉週間(5 月 5 日～11 日・前後含む)の取組み

こども家庭庁は、毎年 5 月 5 日～11 日を「こどもまんなか児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。

●各関係機関に対して資料を用いた説明を実施

- ・定例校長会 (R7. 5. 8) [久留米児相も説明]
- ・久留米市保育園協会及びその他届出保育所等 (資料郵送)
- ・久留米市幼稚園協会 (R7. 5. 19)
- ・公立保育園長会 (R7. 5. 16)
- ・定例教頭会 (R7. 5. 20)

②-2 キャンペーン期間(前後含む)の取組み

●要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間(11 月)に街頭キャンペーンを実施。

チラシ等計 2,000 部配布

- ・ゆめタウン久留米店 R7. 11. 4、14 時～15 時
- ・ふるさとくるめ農業まつり R7. 11. 8、13 時～14 時

●子育て応援動画の配信

- ・内容：「言ってもやらない わからない！ウチの子どうしたらいいの？」、他 4 本

- ・期間：R7. 11. 1～R7. 11. 30

※毎月 5 本の子育て応援動画(5 分程度)を配信中。11 月はキャンペーンの一環で、保護者の関心が高く、通常より長時間(10 分程度)で、より詳しい内容の動画を配信。

※のべ視聴回数(当動画含む) 4,503 回(R7. 4 月～R8. 3 月)

●キャンペーン期間中、関係機関・部署の職員が「オレンジリボン」を着用

●オレンジリボンの作製(市職員及び久留米大学生によるオレンジリボン作り)

- ・実施日：R7.10.14～R7.10.24
- ・参加者数：職員 127名、学生 5名
- ・作成個数：オレンジリボン 4,469個  
オレンジ&パープルリボン 1,490個
- オレンジパープルツリーの設置
  - ・実施日：JR久留米駅 R7.10.30～R7.11.10  
久留米シティプラザ R7.11.12～R7.11.26
- オレンジリボンツリーの設置
  - ・市施設等38箇所：市役所1階・6階・7階15階・16階、各総合支所、各市民センター、各図書館、子育て支援センター、市立・組合立高校、くるるん、道の駅くるめ、ファミリーサポートセンター、グリーンコープ、エフコープ、焼肉大昌園、石橋文化センター
  - ・実施日：R7.11.1～R7.11.30
- 啓発チラシ（児童虐待防止や相談窓口に関するチラシ・ポスター）の配布・設置
  - ・配布設置箇所：市関係部局（本庁舎1階、各支所、各市民センター、子ども未来部、健康福祉部、議会事務局等）、要対協構成機関、コミュニティセンター、保育所、幼稚園、市内小、中学校（私立含む）、JR久留米駅東西連絡通路、ゆめタウン久留米等
- マナビィランドでの子どもや子育て家庭への啓発  
オレンジリボンに関する工作やクイズを通して、来場者へ啓発を実施した。
  - ・実施日：R7.11.9、来場者数：669人
- 九州オレンジリボン運動[BIG SMILE CHALLENGE]への協力（依頼元：洗心寮）  
シンボルマーク（うちわ）を持った市長や職員のスマイルの写真を撮影  
撮影された各種写真はSNSや各協力自治体等での掲示に活用された。
- 広報久留米11月号に記事を掲載
  - ・題名：11月は秋の「こどもまんなか月間」子どもの声を聴いて意見を尊重する
- 2025 オレンジリボンフェスタ in KURUMEへの参加協力
  - ・主催：NPO法人にじいろCAP
  - ・共催：認定NPO法人虐待防止全国ネットワーク
  - ・実施日：R7.11.24
  - ・取組趣旨：地域に子どもの現状を伝え、多くの人に子ども虐待の問題に関心を持っていただくとともに、子どもに関わる関係者や専門機関、企業とのネットワークづくりを行う
  - ・財源：絆づくり補助金（協働推進部）、共催団体の補助金
  - ・久留米市は、啓発チラシの準備、啓発ブースの設置等を実施。
  - ・来場者概数：1,100人
- 各中学校区で実施される人権フェスタ（または人権のつどい）で児童虐待防止推進に関するパネルを展示
  - ・実施校及び実施日：良山中学校 R7.10.18  
明星中学校 R7.10.18  
屏水中学校 R7.11.8

### ③子ども理解を深めるための連続講座の開催

子どもへの虐待防止をめざし、行政・民間3団体「福岡県久留米児童相談所」、「久留米市」、「NPO法人にじいろCAP」のが協働して取り組んだ。

▶第1回 R8.2.1(日) 14時～16時 主催：福岡県久留米児童相談所

・演題 私が子どもの声を聴き続けると決めた理由

▶第2回 R8.2.8(日) 14時～16時 主催：久留米市

・講師

・ファシリテーター  
(理事)

・演題 “居場所” ってなんだろう？～こどもとの対話から見えること～

▶第3回 R8.2.15(日) 14時～16時 主催：NPO法人にじいろCAP

・講師

・演題 自傷する子どもたち：虐待・ネグレクトと自傷行為の関連を中心に

### ④セーフコミュニティの取組

#### ●中学校への出前サロン事業の実施（赤ちゃんふれあい体験）

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成される「すくすく子育て委員会」が、「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験授業を実施。（中学3年生を対象とした、助産師による命の大切さを伝える講話と保護者・赤ちゃんとのふれあいなど）

※R7年度の実施状況（中学校：6校）

田主丸中学校 R7.8.27・28

明星中学校 R7.9.2

良山中学校 R7.9.3・4・5

青陵中学校 R7.9.12

江南中学校 R7.10.15・16

城南中学校 R7.10.28・29

#### ●新生児訪問事業の地域連携

子育て中の保護者と地域をつなげ、孤立を防ぐため、こども子育てサポートセンターが実施する「新生児訪問事業」に、主任児童委員が同行のうえ家庭訪問する。

・実施校区： R4年度 4校区 同行訪問件数 35件

R5年度 18校区 同行訪問件数 150件

R6年度 23校区 同行訪問件数 191件

R7年度 27校区 同行訪問件数 290件

※民生委員児童委員協議会や主任児童委員ブロック長会議で、取組を説明し、未実施校区に取組開始を促し、実施校区の拡大につながった。

**令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書**  
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

## 1 一般会計

## 【収入】

| 費目  | 本年度予算額    | 本年度収入金額(円) | 比較増減        | 主な内容                        |
|-----|-----------|------------|-------------|-----------------------------|
| 補助金 | 3,595,000 | 2,520,625  | △ 1,074,375 | 久留米市より補助金 ※返還予定額 1,074,375円 |
| 合計  | 3,595,000 | 2,520,625  | △ 1,074,375 |                             |

## 【支出】

| 用途         | 本年度予算額    | 本年度支出金額(円) | 比較増減      | 主な内容                                         |
|------------|-----------|------------|-----------|----------------------------------------------|
| 人件費<br>共済費 | 1,440,000 | 1,224,449  | 215,551   | 給与(参与) 1,224,449円                            |
| 報償費        | 750,000   | 494,155    | 255,845   | 代表者会議謝金(所得税控除分を含む。) 494,155円<br>スーパーバイズ講師謝金等 |
| 旅費         | 170,000   | 3,584      | 166,416   | 講師旅費 3,584円                                  |
| 消耗品費       | 698,000   | 673,871    | 24,129    | オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 673,871円                |
| 食料費        | 43,000    | 19,662     | 23,338    | 会議お茶代等 19,662円                               |
| 印刷製本費      | 180,000   | 87,100     | 92,900    | 児童虐待防止講演会チラシ等 87,100円                        |
| 通信運搬費      | 3,000     | 0          | 3,000     |                                              |
| 使用料        | 86,000    | 11,809     | 74,191    | 講演会会場使用料等 11,809円                            |
| 手数料        | 15,000    | 5,995      | 9,005     | 振込手数料等 5,995円                                |
| 備品購入費      | 200,000   | 0          | 200,000   |                                              |
| 予備費        | 10,000    | 0          | 10,000    |                                              |
| 合計         | 3,595,000 | 2,520,625  | 1,074,375 |                                              |

## 2 歳入歳出外現金

## 【収入】

| 用途          | 繰越額(円) | 主な内容                           |
|-------------|--------|--------------------------------|
| 繰越金         | 10,129 | 前年度に支払った給与に係る源泉所得税等 10,129円    |
| 歳入歳出外<br>現金 | 45,120 | 令和7年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 45,120円 |
| 合計          | 55,249 |                                |

## 【支出】

| 用途         | 繰越額(円) | 主な内容                   |
|------------|--------|------------------------|
| 人件費<br>共済費 | 41,358 | 税務署への源泉所得税の納付等 41,358円 |
| 報償費        | 0      |                        |
| 合計         | 41,358 |                        |

収入金額 3,595,000円  
 支出金額 2,520,625円  
 差引金額 1,074,375円 (久留米市に返還)  
 (参考) 繰越金額 13,891円 ※源泉所得税等

久留米市要保護児童対策地域協議会  
 会長 馬場 真澄

監査の結果、適正であることを認めます。  
 令和8年3月31日

監事 友永 幸

印

監事

印



## 令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）

## 1. 会議

## ①代表者会議

各構成機関の代表が集まり、児童虐待に係る情報共有や今後の活動方針を協議する。

## ②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

児童虐待防止対策の観点から、セーフコミュニティの取組について協議する。

## ③プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

## 2. 進行管理・ケース対応

## ①実務者会議（毎月）

虐待ケース・特定妊婦ケースの定期的な進行管理（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会あり）

## ②個別ケース検討会議（随時）

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

## ③要支援ケース進行管理会議（年3回）

ケースの状況把握や支援方針の確認等

## ④合同会議（母子保健・児童福祉）（月1回）

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

## 3. 広報・啓発

## ①研修等の実施

- ・市職員向け
- ・地域向け
- ・要対協関係者向け

## ②こどもまんなか児童福祉週間（5月5日～11日・前後含む）の取組み

- ・各関係機関（保育園、幼稚園、学校）に対して資料を用いた説明を実施

## ③児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン期間前後の取組み

- ・要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間（11月）に街頭キャンペーンを実施
- ・子育て応援動画の配信
- ・キャンペーン期間中、関係機関や関係部署の職員が「オレンジリボン」を着用
- ・オレンジリボンの作製（市職員等によるオレンジリボン作り）
- ・オレンジパープルリボンツリーの設置
- ・オレンジリボンツリーの設置
- ・啓発チラシ等の配布・設置
- ・マナビィランドでの子どもや子育て家庭への啓発
- ・各中学校区人権フェスタでの児童虐待防止推進パネルの展示

④子ども理解を深めるための連続講座の開催

子どもへの虐待防止を目指し、行政機関である「福岡県久留米児童相談所」「久留米市」、民間団体である「NPO法人にじいろCAP」が協働して、一般市民、関係者向けの講演会を実施（3回連続講座：2月頃開催予定）

⑤セーフコミュニティの取り組み

- ・新生児訪問事業への主任児童委員の同行の実施
- ・赤ちゃんふれあい体験事業（中学校への出前サロン事業）の実施
- ・イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

## 令和8年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書(案)

## 【収入】

| 費目  | 本年度予算額(円) | 前年度予算額(円) | 明細        |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 補助金 | 4,110,000 | 3,595,000 | 久留米市より補助金 |
| 合計  | 4,110,000 | 3,595,000 |           |

## 【支出】

| 費目       | 本年度予算額(円) | 前年度予算額(円) | 明細                                                                                                  |
|----------|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報酬       | 1,862,000 | 1,440,000 | 給与(参与) 1,736,000円<br>代表者会議委員報酬 117,000円<br>児童虐待防止講演会一時保育謝金 9,000円                                   |
| 職員手当等    | 440,000   | 0         | 賞与(参与) 440,000円                                                                                     |
| 共済費      | 373,000   | 0         | 健康保険・厚生年金等 373,000円                                                                                 |
| 報償費      | 477,000   | 750,000   | 代表者会議講師謝金 20,000円<br>個別ケース検討会議等謝金 30,000円<br>児童虐待防止講演会講師謝金等 40,000円<br>子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 387,000円 |
| 旅費       | 252,000   | 170,000   | 児童虐待防止講演会講師旅費 109,000円<br>通勤手当相当額(参与) 137,000円<br>費用弁償 6,000円                                       |
| 消耗品費     | 500,000   | 698,000   | オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 200,000円<br>オレンジリボンキャンペーン啓発物品 200,000円<br>事務用什器の購入 100,000円                    |
| 食料費      | 28,000    | 43,000    | 会議等お茶代 5,000円<br>児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円<br>セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 20,000円                           |
| 印刷製本費    | 100,000   | 180,000   | 児童虐待防止啓発用チラシ 40,000円<br>児童虐待防止講演会チラシ 60,000円                                                        |
| 通信運搬費    | 3,000     | 3,000     | 切手・レターパック等 3,000円                                                                                   |
| 手数料      | 10,000    | 15,000    | 振込手数料等 10,000円                                                                                      |
| 使用料及び賃借料 | 55,000    | 86,000    | 会場使用料等 55,000円                                                                                      |
| 備品購入費    | 0         | 200,000   | 事務用什器の購入 0円                                                                                         |
| 予備費      | 10,000    | 10,000    | 予備費 10,000円                                                                                         |
| 合計       | 4,110,000 | 3,595,000 |                                                                                                     |

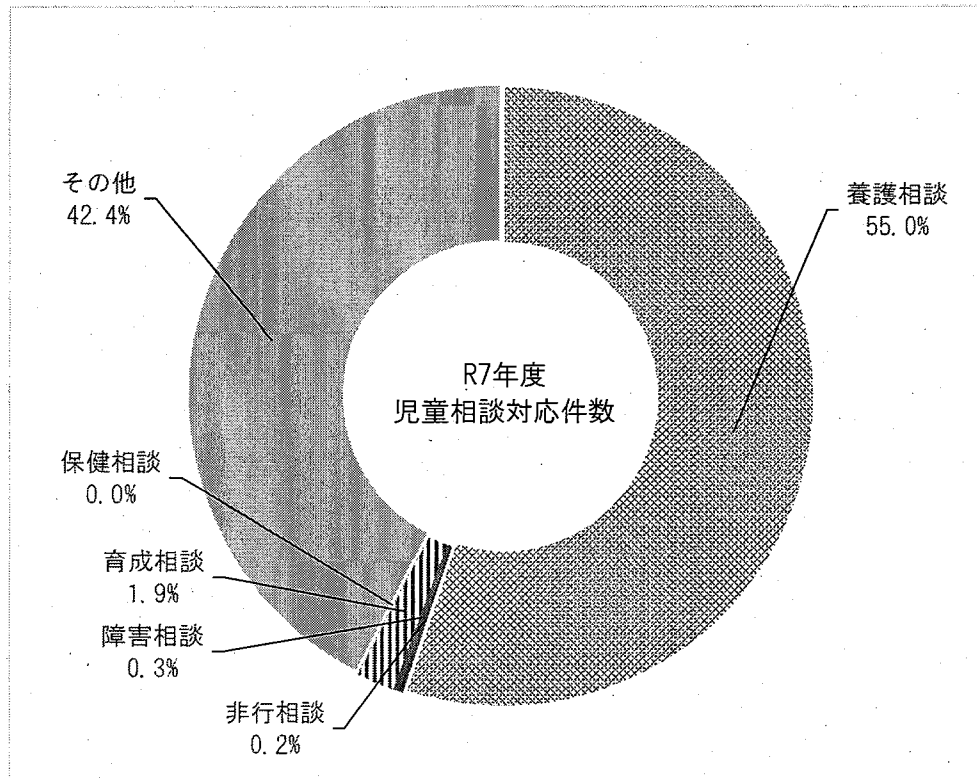


## 令和7年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

### 1. 児童相談全体の状況

#### (1) 児童相談対応件数

|                  | 養護相談           | 非行相談       | 障害相談       | 育成相談       | 保健相談      | その他            | 総数              |
|------------------|----------------|------------|------------|------------|-----------|----------------|-----------------|
| R3年度<br>(2021年度) | 1,297<br>46.2% | 3<br>0.1%  | 8<br>0.3%  | 39<br>1.4% | 2<br>0.1% | 1,457<br>51.9% | 2,806<br>100.0% |
| R4年度<br>(2022年度) | 1,827<br>57.5% | 5<br>0.2%  | 2<br>0.1%  | 57<br>1.8% | 2<br>0.1% | 1,287<br>40.5% | 3,180<br>100.0% |
| R5年度<br>(2023年度) | 2,171<br>63.4% | 1<br>0.0%  | 4<br>0.1%  | 19<br>0.6% | 2<br>0.1% | 1,226<br>35.8% | 3,423<br>100.0% |
| R6年度<br>(2024年度) | 2,150<br>53.0% | 3<br>0.1%  | 9<br>0.2%  | 29<br>0.7% | 0<br>0.0% | 1,868<br>46.0% | 4,059<br>100.0% |
| R7年度<br>(2025年度) | 2,519<br>55.0% | 11<br>0.2% | 14<br>0.3% | 89<br>1.9% | 2<br>0.0% | 1,943<br>42.4% | 4,578<br>100.0% |



参考) 要保護児童対策地域協議会管理ケース数 (人)

令和7年度

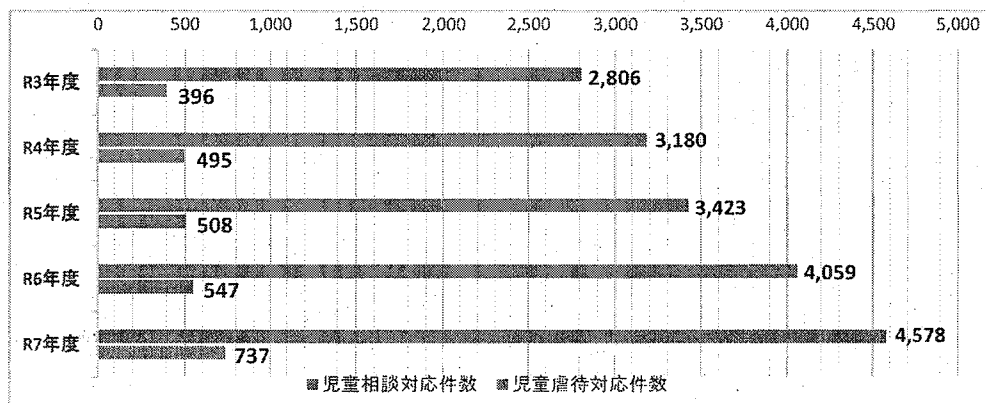
|       |       |
|-------|-------|
| 要保護児童 | 737   |
| 要支援児童 | 989   |
| 特定妊婦  | 53    |
| 合 計   | 1,779 |

非行・ぐ犯 1

## 2. 児童相談等の状況

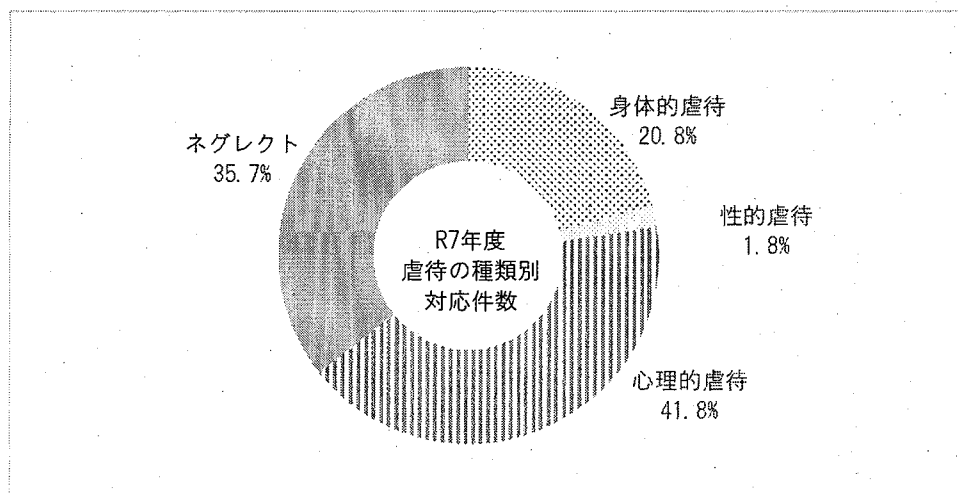
### (1) 児童相談受付・虐待対応件数

|                  | 児童相談対応件数 | 児童虐待対応件数 |      |
|------------------|----------|----------|------|
|                  |          |          | うち新規 |
| R3年度<br>(2021年度) | 2,806    | 396      | 191  |
| R4年度<br>(2022年度) | 3,180    | 495      | 292  |
| R5年度<br>(2023年度) | 3,423    | 508      | 254  |
| R6年度<br>(2024年度) | 4,059    | 547      | 265  |
| R7年度<br>(2025年度) | 4,578    | 737      | 414  |



### (2) 虐待の種類別対応件数

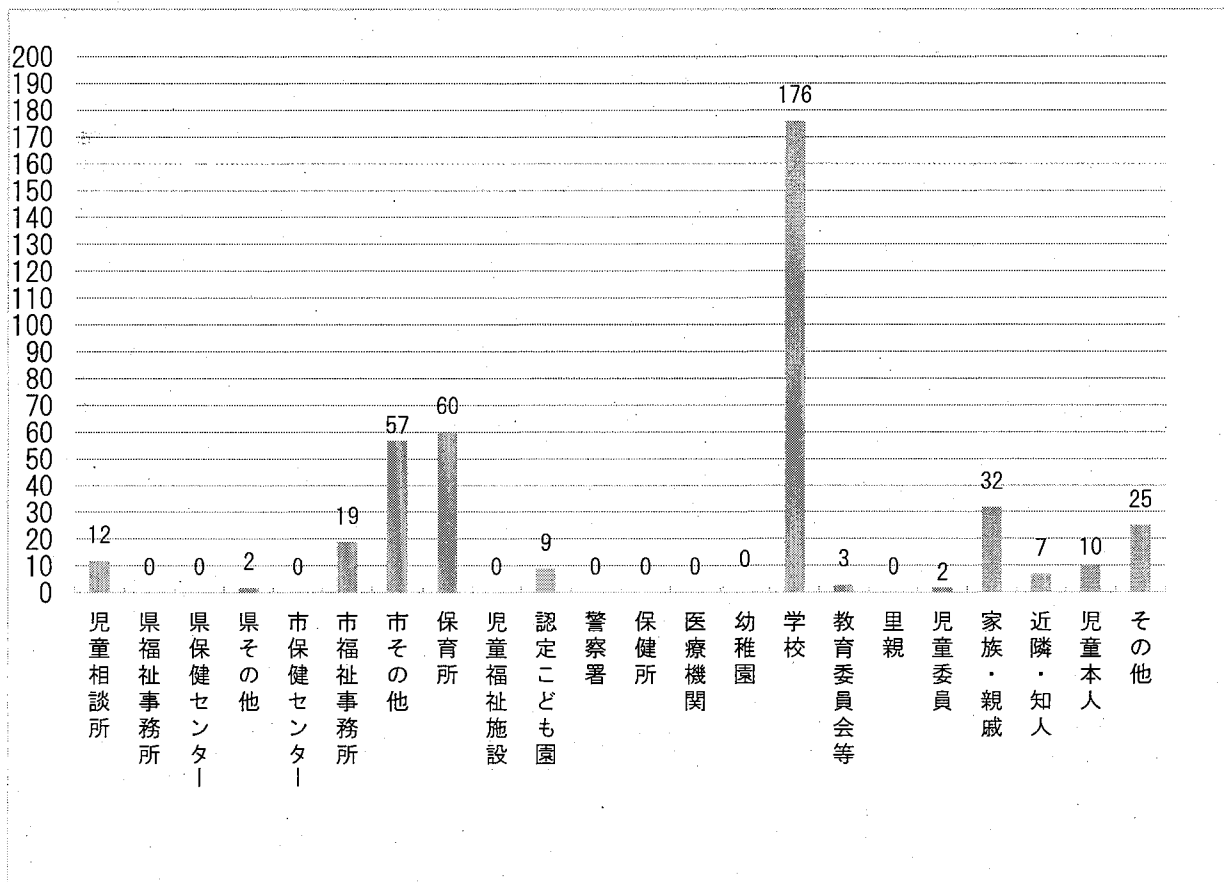
|                  | 身体的虐待        | 性的虐待       | 心理的虐待        | ネグレクト        | 総数            |
|------------------|--------------|------------|--------------|--------------|---------------|
| R3年度<br>(2021年度) | 100<br>25.3% | 5<br>1.3%  | 174<br>43.9% | 117<br>29.5% | 396<br>100.0% |
| R4年度<br>(2022年度) | 114<br>23.0% | 9<br>1.8%  | 191<br>38.6% | 181<br>36.6% | 495<br>100.0% |
| R5年度<br>(2023年度) | 114<br>22.4% | 9<br>1.8%  | 211<br>41.5% | 174<br>34.3% | 508<br>100.0% |
| R6年度<br>(2024年度) | 123<br>22.5% | 6<br>1.1%  | 259<br>47.3% | 159<br>29.1% | 547<br>100.0% |
| R7年度<br>(2025年度) | 153<br>20.8% | 13<br>1.8% | 308<br>41.8% | 263<br>35.7% | 737<br>100.0% |



(3) 経路別虐待相談受付件数(新規分のみ)

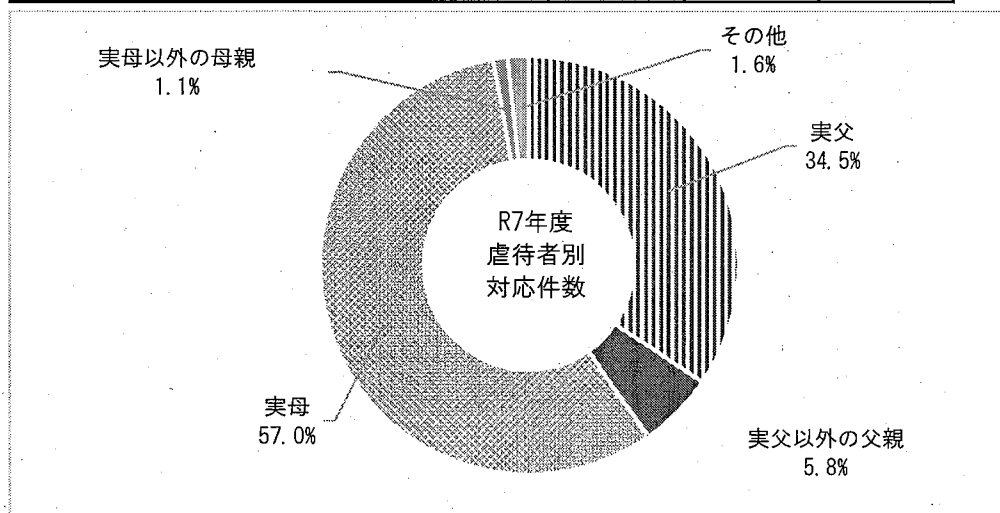
|                  | 児童相談所 | 県福祉事務所 | 県保健センター | 県その他 | 市保健センター | 市福祉事務所 | 市その他 | 保育所 | 児童福祉施設 | 認定こども園 | 警察署 | 保健所 | 医療機関 | 幼稚園 | 学校  | 教育委員会等 | 里親 | 児童委員 | 家族・親戚 | 近隣・知人 | 児童本人 | その他 | 計   |
|------------------|-------|--------|---------|------|---------|--------|------|-----|--------|--------|-----|-----|------|-----|-----|--------|----|------|-------|-------|------|-----|-----|
| R3年度<br>(2021年度) | 10    | 0      | 0       | 8    | 0       | 2      | 32   | 40  | 0      | 3      | 0   | 2   | 10   | 6   | 51  | 1      | 0  | 2    | 9     | 0     | 9    | 4   | 191 |
| R4年度<br>(2022年度) | 12    | 0      | 0       | 4    | 0       | 7      | 43   | 63  | 0      | 0      | 1   | 0   | 4    | 0   | 83  | 3      | 0  | 6    | 29    | 17    | 12   | 7   | 292 |
| R5年度<br>(2023年度) | 14    | 0      | 0       | 2    | 1       | 2      | 33   | 38  | 0      | 5      | 0   | 0   | 7    | 8   | 92  | 5      | 0  | 0    | 13    | 13    | 10   | 11  | 254 |
| R6年度<br>(2024年度) | 3     | 0      | 0       | 4    | 0       | 0      | 30   | 44  | 0      | 3      | 3   | 0   | 0    | 1   | 136 | 2      | 0  | 0    | 18    | 5     | 8    | 8   | 265 |
| R7年度<br>(2025年度) | 12    | 0      | 0       | 2    | 0       | 19     | 57   | 60  | 0      | 9      | 0   | 0   | 0    | 0   | 176 | 3      | 0  | 2    | 32    | 7     | 10   | 25  | 414 |

R7年度経路別虐待相談受付件数

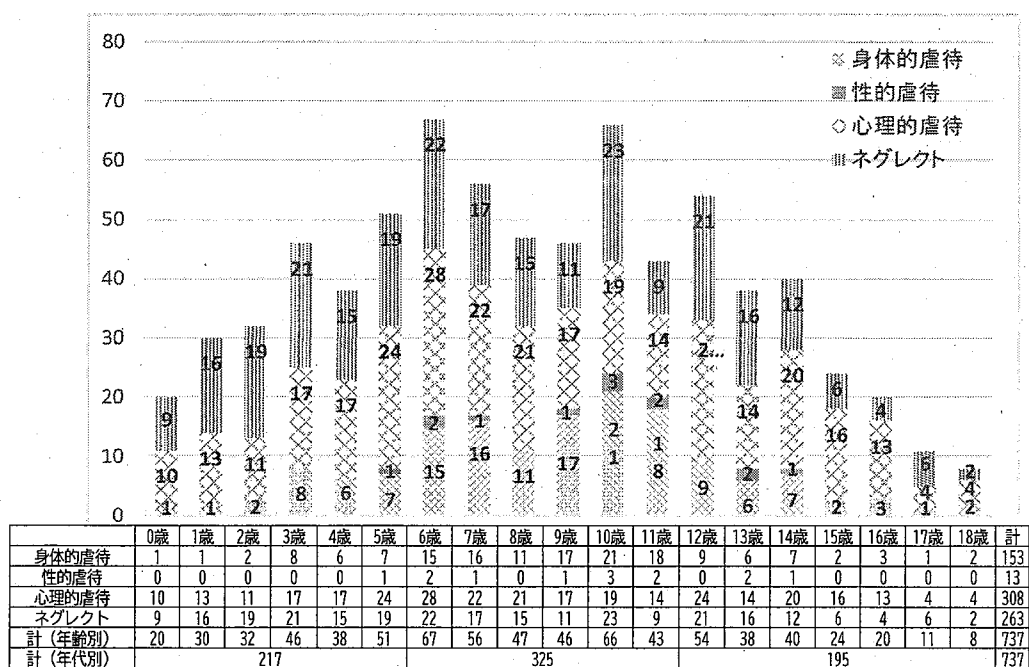


(4) 虐待者別対応件数

|                  | 実父           | 実父以外の父親    | 実母           | 実母以外の母親   | その他        | 総数            |
|------------------|--------------|------------|--------------|-----------|------------|---------------|
| R3年度<br>(2021年度) | 127<br>32.1% | 29<br>7.3% | 236<br>59.5% | 1<br>0.3% | 3<br>0.8%  | 396<br>100.0% |
| R4年度<br>(2022年度) | 137<br>27.7% | 21<br>4.2% | 332<br>67.1% | 1<br>0.2% | 4<br>0.8%  | 495<br>100.0% |
| R5年度<br>(2023年度) | 158<br>31.1% | 30<br>5.9% | 312<br>61.4% | 2<br>0.4% | 6<br>1.2%  | 508<br>100.0% |
| R6年度<br>(2024年度) | 200<br>36.6% | 37<br>6.8% | 303<br>55.4% | 2<br>0.4% | 5<br>0.9%  | 547<br>100.0% |
| R7年度<br>(2025年度) | 254<br>34.5% | 43<br>5.8% | 420<br>57.0% | 8<br>1.1% | 12<br>1.6% | 737<br>100.0% |



(5) 令和7年度の虐待の種類別・年度末年齢別対応件数 (R8. 3. 31時点)



# 久留米児童相談所の概要について

資料 4-1

## 1 沿革

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 昭和 23 年 9 月 | 久留米市両替町 久留米図書館内に開設。      |
| 昭和 25 年 5 月 | 久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。   |
| 昭和 31 年 5 月 | 久留米市東町に新築移転。             |
| 平成 2 年 3 月  | 久留米市津福本町（現在地）に新築移転。      |
| 令和元年 10 月   | 久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。 |

## 2 管轄区域の人口 (令和 7 年 3 月 1 日現在)

| 市町村名          | 久留米市    | 八女市    | 筑後市    | 大川市    | 小都市    | うきは市   | 朝倉市    | 朝倉郡    | 三井郡    | 三潴郡    | 八女郡    | 計       |
|---------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ～ 18歳未満       | 43,789  | 8,173  | 8,181  | 3,723  | 9,505  | 3,731  | 6,712  | 5,365  | 2,835  | 2,331  | 3,033  | 97,378  |
| 18歳以上 ～ 65歳未満 | 144,298 | 26,615 | 25,524 | 14,790 | 30,326 | 11,722 | 22,250 | 15,867 | 7,877  | 6,668  | 9,676  | 315,613 |
| 65歳以上 ～       | 80,698  | 21,686 | 13,728 | 11,297 | 17,398 | 9,684  | 17,281 | 10,345 | 4,502  | 4,137  | 6,131  | 196,887 |
| 人口(計)         | 268,785 | 56,474 | 47,433 | 29,810 | 57,229 | 25,137 | 46,243 | 31,577 | 15,214 | 13,136 | 18,840 | 609,878 |

| 市町村名          | 朝倉郡    |        |       | 三井郡    |        | 三潴郡    |        | 八女郡    |        |
|---------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 筑前町    | 東峰村    |       | 大刀洗町   |        | 大木町    |        | 広川町    |        |
| ～ 18歳未満       | 5,365  | 5,178  | 187   | 2,835  | 2,835  | 2,331  | 2,331  | 3,033  | 3,033  |
| 18歳以上 ～ 65歳未満 | 15,867 | 15,255 | 612   | 7,877  | 7,877  | 6,668  | 6,668  | 9,676  | 9,676  |
| 65歳以上 ～       | 10,345 | 9,520  | 825   | 4,502  | 4,502  | 4,137  | 4,137  | 6,131  | 6,131  |
| 人口(計)         | 31,577 | 29,953 | 1,624 | 15,214 | 15,214 | 13,136 | 13,136 | 18,840 | 18,840 |

## 3 組織図 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

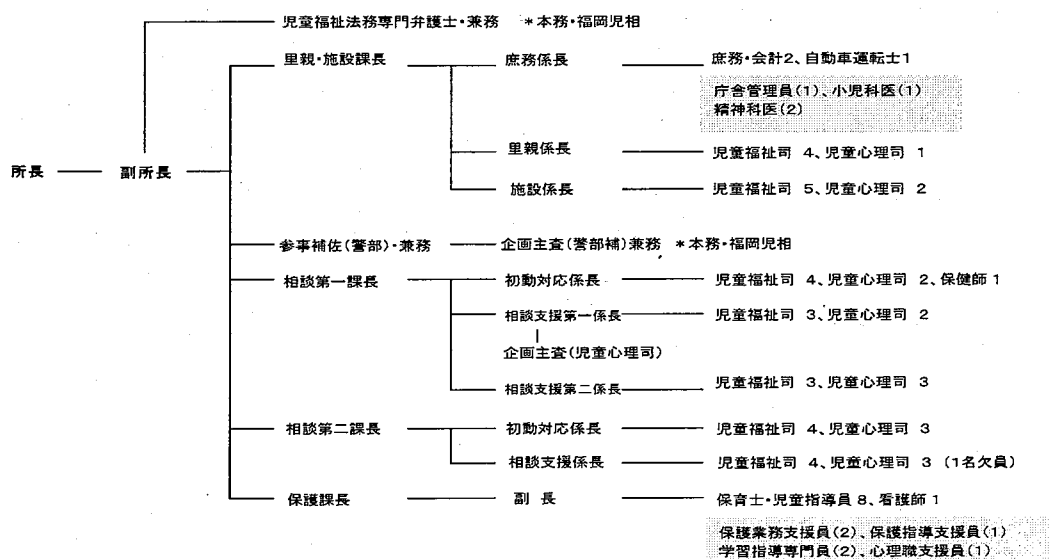
### 久留米児童相談所 組織及び職員数 (令和8年4月1日現在)

#### (1) 組織

- 里親・施設課(庶務係、里親係、施設係) 相談第一課(初動対応係、相談支援第一係、相談支援第二係)
- 相談第二課(初動対応係、相談支援係) 保護課

#### (2) 職員数

71名(欠員1) \*非常勤職員・会計年度任用職員 (17名)



※以下、令和7年度分データについては速報値

#### 4 相談受付状況の推移

| 相談種別     | 30年度  | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 養護相談     | 1,353 | 1,411 | 1,669 | 1,800 | 1,854 | 2,375 | 2,394 | 2,509 |
| (うち虐待相談) | 673   | 773   | 904   | 1,159 | 1,306 | 1,584 | 1,514 | 1,682 |
| 心身障害相談   | 931   | 918   | 657   | 758   | 737   | 815   | 817   | 862   |
| 非行相談     | 87    | 55    | 59    | 57    | 70    | 102   | 130   | 181   |
| 育成相談     | 136   | 164   | 109   | 115   | 157   | 183   | 204   | 183   |
| 保健相談・その他 | 17    | 7     | 6     | 0     | 17    | 17    | 14    | 20    |
| 計        | 2,524 | 2,555 | 2,500 | 2,730 | 2,835 | 3,492 | 3,559 | 3,755 |

#### 5 相談種別・市町村別相談件数の状況(令和7年度)

|      | 養護相談 |        | 保健 | 障害相談  |       |         |        |      | 非行相談 |       | 育成相談  |      |     |    |        | その他 | 総計    | %      |
|------|------|--------|----|-------|-------|---------|--------|------|------|-------|-------|------|-----|----|--------|-----|-------|--------|
|      | 児童虐待 | その他の養護 |    | 肢体不自由 | 視聴覚障害 | 言語発達障害等 | 重症心身障害 | 知的障害 | 発達障害 | く犯行為等 | 触法行為等 | 性格行動 | 不登校 | 適性 | 育児・しつけ |     |       |        |
| 久留米市 | 958  | 435    |    | 3     |       |         | 19     | 323  | 17   | 35    | 41    | 83   | 5   | 8  | 4      | 6   | 1,937 | 51.6%  |
| 朝倉市  | 122  | 89     |    | 1     |       |         | 1      | 63   | 5    | 19    | 9     | 20   |     |    |        | 1   | 330   | 8.8%   |
| 八女市  | 122  | 62     |    |       |       |         | 7      | 63   | 2    | 1     | 6     | 9    |     | 1  |        | 1   | 274   | 7.3%   |
| 筑後市  | 106  | 47     |    |       |       |         | 1      | 62   | 7    | 13    | 9     | 11   |     | 2  | 1      | 5   | 264   | 7.0%   |
| 大川市  | 51   | 27     |    |       |       |         |        | 36   |      | 0     | 9     | 3    |     |    |        | 1   | 127   | 3.4%   |
| 小郡市  | 76   | 31     |    | 2     |       |         | 7      | 80   | 6    | 2     | 7     | 11   |     | 2  |        |     | 224   | 6.0%   |
| うきは市 | 30   | 14     |    |       |       |         |        | 27   | 3    | 0     | 1     | 4    |     | 1  |        | 1   | 81    | 2.2%   |
| 朝倉郡  | 94   | 35     |    |       |       |         | 4      | 37   | 4    | 5     | 6     | 2    |     | 1  | 2      |     | 190   | 5.1%   |
| 三井郡  | 27   | 16     |    |       |       |         | 2      | 21   | 4    |       | 2     | 1    |     | 2  |        |     | 75    | 2.0%   |
| 三潁郡  | 24   | 6      |    |       |       |         |        | 21   | 2    | 1     | 3     | 0    |     |    |        |     | 57    | 1.5%   |
| 八女郡  | 29   | 10     |    |       |       |         | 2      | 25   | 1    | 2     | 1     | 5    |     |    |        | 1   | 76    | 2.0%   |
| 管外   | 41   | 55     |    |       |       |         |        | 4    | 0    | 7     | 2     | 4    | 1   |    |        | 4   | 118   | 3.1%   |
| 不明   | 2    |        |    |       |       |         |        |      |      |       |       |      |     |    |        |     | 2     | 0.1%   |
| 総計   | 1682 | 827    | 0  | 6     | 0     | 0       | 43     | 762  | 51   | 85    | 96    | 153  | 6   | 17 | 7      | 20  | 3,755 | 100.0% |

## 6 児童虐待受付件数

### ①児童虐待相談受付件数の推移

| 虐待種別     | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |
|----------|------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体的虐待    | 136  | 165 | 195 | 269   | 331   | 388   | 429   | 450   |
| 性的虐待     | 4    | 5   | 6   | 17    | 16    | 14    | 26    | 36    |
| 心理的虐待    | 400  | 476 | 562 | 700   | 708   | 805   | 766   | 875   |
| 保護の怠慢・拒否 | 133  | 127 | 141 | 173   | 251   | 377   | 293   | 321   |
| 総計       | 673  | 773 | 904 | 1,159 | 1,496 | 1,584 | 1,514 | 1,682 |

### ②児童虐待対応件数の推移

| 区分       | 30年度    | 元年度     | 2年度     | 3年度     | 4年度     | 5年度     | 6年度     | 7年度   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 全国       | 159,850 | 193,780 | 205,044 | 207,660 | 214,843 | 225,508 | 223,691 |       |
| 北九州市     | 1,487   | 2,110   | 2,355   | 2,363   | 2,515   | 3,764   | 2,914   |       |
| 福岡市      | 1,908   | 2,449   | 2,639   | 2,685   | 3,057   | 3,669   | 3,367   |       |
| 県所管      | 3,513   | 4,652   | 5,280   | 6,184   | 6,760   | 7,547   | 7,506   |       |
| 福岡県      | 6,908   | 9,211   | 10,274  | 11,232  | 12,332  | 14,980  | 13,787  |       |
| 久留米児童相談所 | 639     | 798     | 954     | 1,147   | 1,294   | 1,585   | 1,494   | 1,473 |

### ③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

|        | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |
|--------|------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県福祉事務所 | 0    | 1   | 0   | 0     | 3     | 0     | 0     | 1     |
| 市福祉事務所 | 35   | 7   | 28  | 37    | 174   | 242   | 235   | 293   |
| 児童委員   | 3    | 0   | 1   | 1     | 0     | 0     | 0     | 3     |
| 県その他   | 0    | 0   | 1   | 0     | 7     | 1     | 1     | 8     |
| 市町村その他 | 19   | 33  | 39  | 70    | 35    | 49    | 17    | 19    |
| 保育所    | 3    | 10  | 15  | 16    | 19    | 10    | 16    | 11    |
| 児童福祉施設 | 3    | 2   | 0   | 8     | 1     | 9     | 5     | 2     |
| 警察等    | 429  | 546 | 561 | 674   | 689   | 735   | 783   | 867   |
| 家庭裁判所  | 0    | 2   | 0   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 保健所    | 0    | 0   | 2   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 医療機関   | 10   | 9   | 21  | 10    | 25    | 30    | 30    | 26    |
| 学校     | 19   | 31  | 26  | 46    | 67    | 84    | 93    | 89    |
| 幼稚園    | 0    | 0   | 0   | 4     | 6     | 6     | 0     | 7     |
| 教育委員会  | 7    | 2   | 1   | 0     | 2     | 11    | 9     | 4     |
| 家族・親族  | 17   | 29  | 30  | 60    | 101   | 137   | 100   | 114   |
| 近隣・知人  | 89   | 50  | 132 | 154   | 125   | 187   | 112   | 140   |
| 児童本人   | 5    | 1   | 5   | 13    | 10    | 14    | 35    | 22    |
| その他    | 5    | 0   | 11  | 7     | 17    | 19    | 25    | 32    |
| 児童相談所  | 29   | 50  | 31  | 59    | 25    | 50    | 53    | 44    |
| 総計     | 673  | 773 | 904 | 1,159 | 1,306 | 1,584 | 1,514 | 1,682 |

## 7 一時保護及び施設入所措置の推移

|        |        | 30年度  | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度    |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 一時保護   | 実人員    | 190   | 203   | 182   | 161   | 201   | 272   | 251   | 275    |
|        | 延べ日数   | 3,267 | 4,032 | 3,106 | 2,499 | 3,112 | 3,204 | 3,468 | 3,644  |
|        | 一日平均人員 | 9.0   | 11.0  | 8.5   | 6.8   | 8.5   | 8.8   | 9.5   | 10.0   |
|        | 一人平均日数 | 17.2  | 19.9  | 17.1  | 15.5  | 15.5  | 11.8  | 13.8  | 13.3   |
| 一時保護委託 | 実人員    | 184   | 205   | 204   | 177   | 229   | 358   | 342   | 426    |
|        | 延べ日数   | 4,014 | 6,317 | 3,256 | 3,705 | 5,622 | 7,474 | 8,408 | 11,150 |
| 施設入所   |        | 37    | 24    | 30    | 40    | 45    | 28    | 36    | 43     |
| 里親委託   |        | 8     | 6     | 8     | 8     | 9     | 22    | 11    | 19     |

## 家庭内性暴力かもしれない…

### ○ 子どもが性的被害をうかがわせる訴えをしたときはすぐに児童相談所に連絡を！

たとえば… エッチなことをしてくる、体を触りにくる、体を触られる、なでられる、なめられる  
体を触らせられるのがイヤ・困る、お布団に入ってくる（のがイヤ・困る）  
服を脱がされる 裸にされるのがイヤ（場面不明で） etc…

細かいことがはっきりしなくても、このようなことを子どもが話したら、すぐに児童相談所に通告してください。

家庭内性暴力は、身体的虐待のような客観的情報や証拠が乏しいので、子どもの被害を最初に聞いた関係者の通告が重要な力ギとなります。家庭内性暴力の疑いがあるときは**確証がなくても**児童相談所に通告してください。

### ○ 子どもが話す以上のことは聴き出さないでください！

自発的な子どもの言葉を聴き取ったら、それを**正確に記録**し、**まず児童相談所に通告**してください。

事実を解明しようとしたり、虐待の確証を得ようとして大人の側からあれこれと質問することは、子どもの証言の**暗示・誘導（情報汚染）**や**言葉の言い換え（情報操作）**の原因となる**危険性が高い**ので、**子どもが話す以上のことは聴き出さないでください。**

子どもが続けて**自発的に**話す限りはそれを聴きとることが大切です。その際には、子どもが自発的に話をすることを尊重し、励ます意味で「それで？」「それから？」と相手の話を聴き続けるための応答のみにとどめ、**子どもがいったん「それだけ」と話を切り上げたら、そこで終ることを尊重してください。**

### ○ 通告を受けた児童相談所では

できるだけ早く（原則、その日の内に）**初期調査**を行い、**子どもや子どもから話を聞いた人から直接話**を聞きます。

詳しい調査は、周囲からの影響を取り除いた形で行う必要があるため、多くの場合は子どもを**一時保護**してから調査します。

子どもからの**立証性ある証言**を聴取するために、児童相談所では**特別にトレーニングを受けた職員が「被害事実確認面接」**を実施します。

### ○ 通告したら

子どものプライバシーが守れる場所で**子どもの身柄を安全に確保**して調査を待ってください。

**児童相談所に通告したことは、ごまかさず、嘘をつかずに子どもに告げてください。**

通常は、児童相談所が現場に到着して子どもに面接する直前に伝えてもらっています。

手順については、児童相談所とよく打ち合わせてください。

福岡県久留米児童相談所  
電話 XXXXXXXXXX



## こども家庭センターに関連する主な取組（事業）について

### （１）母子保健機能における主な取組

母子保健機能では、妊娠期から乳幼児・学齢期（18歳まで）における切れ目のない子育て支援を行うため、ワンストップ窓口として、妊娠・出産や子育てなどの多様な不安や悩みに対応し、総合的に支援を行っています。

#### ①母子保健事業

母子保健事業は、母性の尊重及び乳幼児の健康の保持増進という母子保健法の理念に基づき、すべての母と子について、妊娠・出産・育児において適切な保健指導と支援を行います。

| 主な取組                         | 取組の内容                                                                                                 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）      | 保健師等の専門職が、予期しない妊娠などの相談に対して、専用電話やメールでの相談支援を行うことにより、相談者の孤立を防ぐとともに、孤立出産や生後0日死亡等の母子の生命と健康の危機を回避する。 ※資料①参照 |
| 妊婦健康診査事業                     | 安全・安心な妊娠・出産のため妊婦健診を行い、県等と連携しながら、必要時、妊婦健診内容の拡充を図る。                                                     |
| 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て伴走型相談支援事業） | 全ての妊産婦等へ様々な機会を捉え伴走型相談支援を行っていく。また、妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを目指す。                |
| マタニティ交流会                     | 妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。 ※資料②参照                        |
| 産後ケア事業                       | 産後ケアの情報が適切に産婦に届くよう周知を行うとともに、医療機関、助産所等の関係機関と連携しながら、利用促進を図る。<br>※資料③参照                                  |
| 産婦健康診査事業                     | 母親の心身の健康状態やこどもの発育状況を確認する産婦健康診査の受診費用を助成し、産後うつ等の早期発見、早期支援に努める。                                          |
| 乳幼児健康診査事業                    | 乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施及び受診率を維持し、疾病等の早期発見、保護者等の早期支援を行い、必要時、適切な指導や関係機関へつなぎ、乳幼児の健全な育成を図る。       |
| 離乳食教室                        | 口腔機能や食習慣を習得するため離乳食教室を実施し、離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。 ※資料④参照                                          |
| 多胎育児の産前産後サポート                | 多胎妊産婦や多胎児育児の保護者に対して、保健師と多胎児育児経験者が共に訪問等の支援を行い、身体的、精神的負担軽減を図るとともに、地域の中で仲間同士の支え合いを推進し、孤立を防ぐ。<br>※資料⑤参照   |

|          |                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 外国人の相談支援 | 外国人の妊婦や保護者に対し、必要時外国語版の母子健康手帳の配布や、やさしい日本語での案内、多言語映像通訳機の利用等にて相談支援を行っていく。 |
|----------|------------------------------------------------------------------------|

## ②子育て支援事業

こどもを養育している方や当事者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長し、こどもを持つことを希望する方が安心して生み育てることができる社会の実現に寄与するための施策に取り組んでいます。

| 主な取組                         | 取組の内容                                                                                                               |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こどもが相談できる窓口等                 | こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。<br>※資料⑥参照                 |
| エンゼル支援訪問事業                   | 産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、育児困難家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。 ※資料⑦参照           |
| 家事・育児訪問支援事業                  | 子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。 ※資料⑧参照                                 |
| ファミリー・サポート・センター事業            | 地域の多様な子育てニーズに対応するため、乳幼児や小学生の預かり、保育施設等への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。 ※資料⑨参照 |
| ヤングケアラーへの支援                  | ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。 ※資料⑩参照                                        |
| すくすく子育て21事業                  | 地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。        |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 保護者の疾病、出産、出張などの理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童や親子が、児童福祉施設や里親宅において一定の期間生活できる。 ※資料⑪参照                                      |

## (2) 児童福祉機能における主な取組

児童福祉機能では、こども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等）を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として要支援児童等への支援を行っています。

## ①要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等※の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく事を目的として設置しているものです。本市では平成 18 年 2 月に設置し、家庭子ども相談課がこの事務局を担っています。令和 7 年 4 月現在、警察署、児童相談所、医師会、NPO 法人など計 30 団体が構成しています。

※要保護児童：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童や保護者のない児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特 定 妊 婦：出産後の養育について出産前において特に支援が必要とされる妊婦

| 主な取組               | 取組の内容                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表者会議（年 1 回）       | 各機関・団体の代表者により、協議会の活動計画・予算等の審議、児童相談状況の報告、情報交換等を行う。                                                                           |
| 実務者会議（年 12 回）      | 虐待ケース及び特定妊婦ケースの定期的な進行管理を行う。（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会）                                                                              |
| 庁内ネットワーク会議         | 庁内各部署の職員が、児童虐待の視点を十分に持って業務にあたり、緊密な連携を図ることができる体制を構築するために開催。                                                                  |
| 個別ケース検討会議（随時）      | 個別ケースに直接かかわる関係機関が、ケースの情報共有や具体的な支援内容、役割分担等を検討する。                                                                             |
| オレンジリボンキャンペーン      | 児童福祉週間やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に、商業施設や各種イベントの機会を活用して啓発物品やチラシを配布する。また、公共施設等にオレンジツリー等を設置するとともに、関係者がオレンジリボンを着用し、児童虐待防止を PR する。 |
| 子ども理解を深めるための連続講座   | 児童虐待の防止を目指し、県・市・民間団体が協働で 3 連続の講座を開催する。                                                                                      |
| こどもの権利等に関する地域向け研修会 | 地域の関係者や保護者に対し、こどもの権利や児童虐待予防に関する研修会を地域団体と協働で実施する。                                                                            |

## ② 児童虐待対策事業

多様化・複雑化する虐待問題に対応するため、相談員の資質向上や各種事業の推進により、対策の強化を図っています。

| 主な取組                  | 取組の内容                                                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの権利等啓発事業（CAPプログラム） | こどもがいじめ・虐待・体罰・性暴力など、さまざまな暴力から自分の心とからだを守る予防教育プログラム。プログラムを通して、自らの権利や相談方法、相談先などを学ぶ。 |

|                          |                                                                                                                                          |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの権利等啓発事業（子育て応援動画の配信等） | 子育てをする保護者等を対象に、子育てに不安や悩みを感じた際に気軽に子どもとの関わり方等を知ることができるよう動画を配信。<br>※資料⑫参照<br>また、こどもが相談することを後押しする動画（もしもの時におすボタン）を市ホームページや児童生徒が使用する1人1台端末に掲載。 |
| 支援対象児童等見守り強化事業           | 民間支援団体が子育て家庭の居宅を訪問する等し、食事の提供、学習・生活支援等を通して、家庭や児童の見守りを行う。                                                                                  |
| 家事・育児訪問支援事業              | 子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。                                                             |
| 子育て支援訪問事業                | 育児用品の配布を通じて、養育環境の把握を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、継続した支援につなげ、児童虐待の未然防止を図る。                                                                       |
| 子育てサポーター養成講座             | 「みんなで子育て・のびのび子育て・らくらく子育て」を実現し、虐待のない笑顔あふれるまちにするための支援者向けの連続講座を開催する。                                                                        |

#### 各種相談窓口

##### ○こども子育てサポートセンター TEL: [REDACTED]

- ▶妊娠・出産に関すること
- ▶未熟児養育医療、身体障害児育成医療、結核児童療育医療に関すること
- ▶子育て・子どもに関すること
- ▶ヤングケアラーに関すること
- ▶子ども自身の相談に関すること
- ▶子育て支援施設（地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センター）に関すること

※各保健センター等でも、妊娠・出産、子育て・子ども（就学前）に関する相談を受け付けています。

- ・南部保健センター（上津市民センター隣接）TEL: [REDACTED]
- ・田主丸保健センター（田主丸総合支所市民福祉課内）TEL: [REDACTED]
- ・北野保健師事務室（北野総合支所本館1階）TEL: [REDACTED]
- ・城島保健福祉センター（城島総合支所市民福祉課内）TEL: [REDACTED]
- ・三潴保健センター（三潴総合支所市民福祉課隣接）TEL: [REDACTED]

##### ○家庭子ども相談課 TEL: [REDACTED]

- ▶児童虐待の相談・通告に関すること
- ▶子育て短期支援事業（ショートステイ等）に関すること

## 久留米市要保護児童対策地域協議会要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。

## (構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が別に定める「久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧」に掲げる関係機関に所属する者を構成員とする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に定める者以外を構成員とすることができる。

## (会長、副会長及び監事の職務)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

## (組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議等によって組織する。

## (代表者会議)

第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

## (実務者会議)

第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。

## (個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対

象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。

(プロジェクト会議)

第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認める時は、プロジェクト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区分           | 関係機関等                       |
|--------------|-----------------------------|
| 国又は地方公共団体の機関 | 福岡法務局久留米支局                  |
|              | 久留米警察署                      |
|              | うきは警察署                      |
|              | 福岡県久留米児童相談所                 |
|              | 久留米市                        |
|              | 久留米広域消防本部                   |
|              | 久留米市教育委員会                   |
| 法人           | 一般社団法人久留米医師会                |
|              | 一般社団法人小郡三井医師会               |
|              | 一般社団法人浮羽医師会                 |
|              | 一般社法人大川三潋医師会                |
|              | 社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園       |
|              | 一般社団法人久留米市保育協会              |
|              | 特定非営利活動法人にじいるCAP            |
|              | 特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん  |
|              | 特定非営利活動法人ル・バトー              |
|              | 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会           |
|              | 一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所     |
|              | 特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会 |
| その他          | 久留米市私立幼稚園協会                 |
|              | 久留米市民生委員児童委員協議会             |
|              | 久留米人権擁護委員協議会                |
|              | さぼちやい                       |
|              | 福岡県弁護士会筑後部会                 |
|              | 筑後ブロック産婦人科医会                |
|              | 久留米産婦人科医会                   |
|              | 久留米精神科医会                    |
|              | 久留米小児科医会                    |
|              | 大川三潋内科小児科医会                 |
|              | 久留米市障害者基幹相談支援センター           |

# 久留米市要保護児童対策地域協議会

R6.4~

★目的 支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）の早期発見、適切な保護や支援

## 代表者会議

- 構成メンバー 各機関・団体の代表者等
- 目的
  - ・関係機関・団体において、児童虐待をはじめ支援対象児童等についての理解を共有すること。
  - ・関係機関・団体の円滑な連携・協力を確保すること。
- 開催回数 年1~2回
- 内容
  - ・協議会の活動状況の報告、評価
  - ・運営方針の決定 等

## プロジェクト会議

特定の課題について検討する必要があるときに設置。メンバーは協議会構成員の中から会長が選任。

## 実務者会議

### 特定妊婦・乳幼児部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、子ども保育課、家庭子ども相談課、幼児教育研究所、こども子育てサポートセンター、地域子育て支援センター
- 目的
  - ・虐待ケースの定期的な進行管理  
※児童が乳幼児のみの世帯
  - ・特定妊婦ケースの進行管理
  - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重症と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
  - ・ケースの状況確認
  - ・主担当機関の確認
  - ・援助方針の見直し 等

### 児童生徒部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター、学校教育課
- 目的
  - ・虐待ケースの定期的な進行管理  
※児童が乳幼児のみの世帯を除く
  - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重症と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
  - ・ケースの状況確認
  - ・主担当機関の確認
  - ・援助方針の見直し 等

### 個別ケース検討会議

- 構成メンバー 個別のケースに直接関わる関係機関の担当者 等
- 目的
  - ・ケースの情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 随時
- 内容
  - ・ケース状況の把握や課題の確認
  - ・援助方針と役割分担の決定
  - ・主担当機関と主たる支援機関の決定
  - ・実際の援助、支援方法、支援計画の検討 等

### 合同会議

（母子保健部門・児童福祉部門）

- 構成メンバー 統括支援員、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター 等
- 目的
  - ・要支援ケース<sup>(※)</sup>、特定妊婦及びハイリスク妊産婦の情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 月1回
- 内容
  - ・ケース状況の把握や課題の確認
  - ・援助方針と役割分担の決定 等

※特定妊婦から出生した乳幼児、未就学の要支援児童

### 要支援進行管理会議

- 構成メンバー 家庭子ども相談課 等
- 目的
  - ・要支援ケースの進行管理
  - ・要支援ケースの課題、支援方針等を検討すること。
- 開催回数 年3回（7月、11月、3月）
- 内容
  - ・ケース状況の把握や問題点の確認
  - ・援助方針の見直し 等

<調整機関>久留米市子ども未来部家庭子ども相談課児童相談チーム

## 久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧

次表に掲げる機関に所属する者は、久留米市要保護児童対策地域協議会の構成員とする。  
 なお、(1)から(4)は主要な診療科目ごとに医療機関等を分類したものである。

(順不同)

## (1)産婦人科関係

| 番号 | 名称                 | 所在地                    | 登録日    |
|----|--------------------|------------------------|--------|
| 1  | 河田産婦人科             | 福岡県久留米市梅満町955-1        | R6.4.1 |
| 2  | のぞえ周産期メンタルヘルスケア研究所 | 福岡県久留米市上津町2543-1       | R6.4.1 |
| 3  | 産婦人科宮原クリニック        | 福岡県久留米市国分町1159         | R6.4.1 |
| 4  | 渡辺レディースクリニック       | 福岡県久留米市国分町224-15       | R6.4.1 |
| 5  | いづみレディースクリニック      | 福岡県久留米市新合川二丁目8-23      | R6.4.1 |
| 6  | 産科・婦人科みやじまクリニック    | 福岡県久留米市大善寺町夜明397-1     | R6.4.1 |
| 7  | とみおかレディースクリニック     | 福岡県久留米市中央町8-39         | R6.4.1 |
| 8  | 福井レディースクリニック       | 福岡県久留米市津福本町1620-1      | R6.4.1 |
| 9  | 空の森クリニックくろめ        | 福岡県久留米市天神町1-6          | R6.4.1 |
| 10 | いでウィメンズクリニック       | 福岡県久留米市天神町4-1          | R6.4.1 |
| 11 | 深川レディースクリニック       | 福岡県久留米市田主丸町田主丸1-28     | R6.4.1 |
| 12 | 東原産婦人科医院           | 福岡県大牟田市倉永1672-3        | R6.4.1 |
| 13 | 河野レディースクリニック       | 福岡県大牟田市正山町148          | R6.4.1 |
| 14 | 村尾産婦人科クリニック        | 福岡県大牟田市古町1-2           | R6.4.1 |
| 15 | 平井外科・産婦人科          | 福岡県大牟田市明治町3-8-7        | R6.4.1 |
| 16 | みたむらクリニック          | 福岡県柳川市大字上宮永町98-10      | R6.4.1 |
| 17 | いくしま医院             | 福岡県柳川市大字田脇754-3        | R6.4.1 |
| 18 | 立花レディースクリニック       | 福岡県柳川市三橋町藤吉530-11      | R6.4.1 |
| 19 | 藤本産婦人科小児科          | 福岡県八女市本町527            | R6.4.1 |
| 20 | 池田レディースクリニック       | 福岡県八女市本村56-3           | R6.4.1 |
| 21 | 小林レディースクリニック       | 福岡県筑後市大字水田993-1        | R6.4.1 |
| 22 | 松隈産婦人科クリニック        | 福岡県小郡市小郡1504-8         | R6.4.1 |
| 23 | さとう産婦人科            | 福岡県小郡市津古1210           | R6.4.1 |
| 24 | 富田産婦人科医院           | 福岡県朝倉市甘木1979-8         | R6.4.1 |
| 25 | 産科・婦人科あらきクリニック     | 福岡県みやま市瀬高町下庄初瀬町1977-40 | R6.4.1 |

## (2)精神科関係

| 番号 | 名称            | 所在地                     | 登録日    |
|----|---------------|-------------------------|--------|
| 1  | のぞえの丘病院       | 福岡県久留米市上津町2543-1        | R6.4.1 |
| 2  | しん漢方心療クリニック   | 福岡県久留米市城南町2-30-3F       | R6.4.1 |
| 3  | みのうクリニック      | 福岡県久留米市善導寺町飯田908-7      | R6.4.1 |
| 4  | 富田醫院          | 福岡県久留米市大善寺町南一丁目16-5     | R6.4.1 |
| 5  | 聖ルチア病院        | 福岡県久留米市津福本町1012         | R6.4.1 |
| 6  | 広田クリニック       | 福岡県久留米市天神町45-2          | R6.4.1 |
| 7  | たかむきメンタルクリニック | 福岡県久留米市東和町2-17トランプヒルズ2F | R6.4.1 |
| 8  | 堀川病院          | 福岡県久留米市西町510            | R6.4.1 |
| 9  | せりかわ医院        | 福岡県久留米市東町1-20           | R6.4.1 |
| 10 | 武藤クリニック       | 福岡県久留米市東町377-8          | R6.4.1 |
| 11 | のぞえ総合心療病院     | 福岡県久留米市藤山町1730          | R6.4.1 |
| 12 | 宮の陣病院         | 福岡県久留米市宮ノ陣一丁目1-70       | R6.4.1 |
| 13 | 田主丸中央病院       | 福岡県久留米市田主丸町益生田892       | R6.4.1 |
| 14 | 筑後吉井こころホスピタル  | 福岡県うきは市吉井町216-2         | R6.4.1 |

## (3)小児科関係

| 番号 | 名称                | 所在地                  | 登録日    |
|----|-------------------|----------------------|--------|
| 1  | つむらファミリークリニック     | 福岡県久留米市高良内町2976      | R6.4.1 |
| 2  | 本間小児科医院           | 福岡県久留米市城南町14-1       | R6.4.1 |
| 3  | おおぶ小児科            | 福岡県久留米市諏訪野町1903-3-12 | R6.4.1 |
| 4  | いむた小児科            | 福岡県久留米市諏訪野町2284-8    | R6.4.1 |
| 5  | 善導寺こどもクリニック       | 福岡県久留米市善導寺町飯田272-7   | R6.4.1 |
| 6  | 長井小児科医院           | 福岡県久留米市天神町127-2      | R6.4.1 |
| 7  | きむらアレルギー・こどもクリニック | 福岡県久留米市野中町139-1      | R6.4.1 |
| 8  | 日吉いのうえ小児科         | 福岡県久留米市日吉町110-1      | R6.4.1 |
| 9  | さかた小児科クリニック       | 福岡県久留米市御井旗崎一丁目3-33   | R6.4.1 |
| 10 | 福田こどもクリニック        | 福岡県久留米市宮ノ陣四丁目2-25    | R6.4.1 |
| 11 | 原田小児科内科医院         | 福岡県久留米市田主丸町以真恵436-1  | R6.4.1 |
| 12 | 熊谷医院              | 福岡県久留米市田主丸町田主丸704-6  | R6.4.1 |
| 13 | まどかファミリークリニック     | 福岡県小郡市あすみ一丁目40       | R6.4.1 |
| 14 | こぐま学園診療所          | 福岡県小郡市大板井1143-1      | R6.4.1 |
| 15 | 小児科豊田医院           | 福岡県うきは市吉井町1227       | R6.4.1 |
| 16 | こてだ小児科            | 福岡県久留米市西町1367-7      | R7.6.6 |

## (4)総合病院

| 番号 | 名称          | 所在地             | 登録日    |
|----|-------------|-----------------|--------|
| 1  | 久留米大学病院     | 福岡県久留米市旭町67     | R6.4.1 |
| 2  | 久留米大学医療センター | 福岡県久留米市国分町155-1 | R6.4.1 |
| 3  | 聖マリア病院      | 福岡県久留米市津福本町422  | R6.4.1 |
| 4  | 久留米総合病院     | 福岡県久留米市蘆原町21    | R6.7.5 |

## (5)関係団体

| 番号 | 名称           | 所在地               | 登録日    |
|----|--------------|-------------------|--------|
| 1  | umau.        | 福岡県久留米市梅満町32-4 2F | R7.4.1 |
| 2  | 久留米市母子寡婦福祉会  | 福岡県久留米市長門石一丁目1-32 | R7.4.1 |
| 3  | 久留米市手をつなぐ育成会 | 福岡県久留米市長門石一丁目1-34 | R7.4.1 |
| 4  | ツインズクラブ      | 福岡県久留米市南薫町1637-12 | R7.4.1 |

